

街路灯電気料補助金（篠栗町補助金等交付規則）

1 趣旨・目的

行政区に設置されている街路灯（道路照明灯）の電気料は行政区で負担しており、その負担軽減のため補助金を交付するもの

2 事業内容

【内容】

街路灯（道路照明灯）の電気料の一部を行政区に補助

【対象団体】

行政区

【対象事業】

行政区に設置されている街路灯（道路照明灯）の電気料

【募集・受付時期】

4月分の街路灯電気料の領収書のコピーを6月末までに役場（都市整備課）に提出。（4月区長会で町から依頼）

【補助・助成額】

行政区が負担している街路灯の電気料の3分の1を町が補助

【問い合わせ先・関連HP】

都市整備課都市計画係 電話：947-1219